

浜松市北行政センター広告付き周辺案内地図設置業務仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

浜松市北行政センター広告付き周辺案内地図設置業務

(2) 業務内容

浜松市浜名区北地域内の地図情報及び広告枠等を備えた「広告付き周辺案内地図」を製作し、北行政センターの指定された場所に設置する。

(3) 設置場所

浜松市浜名区細江町気賀305番地 浜松市北行政センター
正面玄関風除室（別紙1のとおり）

(4) 設置期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年間）

(5) 広告付き案内地図本体の仕様

- ① 本体は、縦（高さ）2,300mm×横（幅）2,910mm×厚さ（奥行）140mm程度に収まるサイズ（大きさ）であること。ただし、広告付き案内地図として使用できる部分は下から750mm以上の高さとする。
- ② 省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDバックライト仕様とし、タイマー等により自動点灯、自動消灯できるものであること。また、状況に応じて電源の入切及び調光が簡易にできるものであること。
- ③ 携帯電話やスマートフォンによるQRコードの読み取りなど、モバイルサイトとの連携が可能なものであること。
- ④ 本体は、地図枠及び広告枠で構成していること。
- ⑤ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ⑥ 本体は、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。
なお、万一事故等が発生し、施設利用者及び浜松市（以下「市」という。）職員、施設等に被害または損害が発生した場合は、事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- ⑦ 市から案内地図本体の移動等の指示があった場合は、事業者は速やかに従うこと。
なお、移動等により生じた費用は、事業者が負担する。
- ⑧ 本体の撤去において、市から原状回復を求められた場合は、原状回復に必要な費用は事業者が負担する。
- ⑨ 本体は、ボンデ鋼板等の強度、耐久性に優れた素材を使用し、ISO認定工場において製造すること。

(6) 地図枠の仕様

- ① 地図は、色覚障害者に配慮した配色等を使用し、国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。
- ② 地図は、浜名区北地域全体が分かる地図が本体内に収まるように掲載されていること。
- ③ 地図には、市等の公共施設や災害時の避難場所、津波避難施設など、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。

(7) 広告枠の仕様

- ① 広告枠には、広告主の広告を表示し、写真及び名称、電話番号等について表示することができる。
- ② 広告枠に表示した広告主の所在地を示すため、地図上に座標番号等を表示することができる。
- ③ 広告枠の占める割合は、「広告付き周辺案内地図」前面の25%以内であること。
- ④ 広告を掲載できる者及び広告の内容等については、浜松市広告掲載要綱（別紙2）及び浜松市広告掲載基準（別紙3）の定めによる。

(8) 広告内容の責任

- ① 事業者は、広告内容等に関する一切の責任を負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- ② 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないことや広告内容等に関わる財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。
- ③ 広告枠については、事業者が責任を持って地図上に所在する広告主を募集し、広告を掲載すること。
- ④ 市に対して、広告に関連する告訴、損害賠償等の請求が第三者からなされた場合であっても、事業者はその責任と負担において一切を解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(9) その他

- ① 事業者は、事業の実施に必要な費用（広告料、行政財産使用料、光熱水費）のほか、「広告付き周辺案内地図」の運営及び管理に必要な一切の費用（地図及び広告等の情報の作製やメンテナンス、機器の設置及び定期点検、修繕、移設、撤去など）を負担し、市に対して一切の費用負担を求めないこと。
- ② 事業者は、本体の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- ③ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内

容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

④ 本体は、設置場所の周囲と調和のとれた色合い、デザインであること。また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

⑤ 電気を使用する場合は、電力使用量計測の簡易の子メーターを設置すること。

2 支払条件

市の指定する方法により、期日までに広告料等を支払うこと。なお、支払われた広告料等は返還しないものとする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

(1) 事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。

(2) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったときや広告を掲載することが適当でない事由を認めたときは、広告掲載の中止及び削除を指示することができる。

(3) 広告物の内容に疑義が生じた場合は、市と事業者により十分な協議を行い、解決するものとする。

(4) この仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。